

## 第2部第2章第1節 売買の総則規定 555条-559条

### 設例：解約手付の行使と履行の着手

売主 A は買主 B との間である商品の売買を締結した。締結に際して解約手付が交付され、A がまず商品を引き渡し、その後 B が到着を確認してから支払をすることになった。A が商品の発送準備を整え終わったのち、ある理由から契約を解除したくなった。解約手付が交付されていたことから、A は B に対し、手付の倍額を現実に提供して契約を解除しようとしている。A による手付解除は認められるだろうか。

[展開 2]